八、六月三十日午前六時塗装組合理事長多戸鉦太郎外四名ハ事業主ヲ訪問シ嘆願書ヲ提出シタルニ拒否セラレタルヲ以テ直チニ組合本部ニ引揚ケ協議ノ結果神田区表神保町十番地ニ争議団本部ヲ設ケ抗争ヲ準備セリ

西、事業主側

目下ノ処特異ノ行動ナシ

右及申(通)報候也

歎願書写

一、職工ノ人格ヲ認メ横暴ナル言語ト態度ヲ改メテ下サイ
一、最低賃銀ヲ一円五十銭支払ッテ下サイ
一、不当請負ニ依ル責任転嫁ハ廃止シテ下サイ
一、労働時間ヲ八時間ニシテ下サイ
一、不当ノ解雇ハ反対致シマス
一、職工ノ安月給ハ廃シテ下サイ
一、不当ノ請負及切下ゲ制度ヲ廃シテ下サイ
一、公傷ノ場合ハ入院料其他一式ノ費用ト全快迄ノ日給全額ヲ支払ヒ誠意アル慰藉料ヲ払ッテ下サイ
一、出張旅費及宿泊料ハ全額支払ッテ下サイ
一、支払日ニハ仂イタ丈ノ賃銀ヲ確実ニ支払ッテ下サイ
一、中間ハ制度ヲ設ケ五日目ニ一度必ズ中間ヲ許シテ下サイ
一、日本労働総同盟ト東京塗装工組合ノ一式ノ規約ヲ確認シテ団体協約ノ速進
一、此ノ歎願書提出ニ依ル犠牲者ヲ絶対出サザルコト
一、速刻確認確答ヲナスコト

昭和七年七月廿日

加藤塗装工店争議団

東京塗装工組合本部

加藤法依殿